

## インターネット個人情報保護方針（以下、「本方針」という）

Nippon Wealth Limited（「当行」）のウェブサイトへようこそ。こちらでは当行のサイトを訪れた際にお客様が提供される個人情報に関する当行の個人情報保護方針をご説明しております。当行ではお客様のプライバシーを尊重し、個人情報の保護を徹底するため、高度な個人情報保護方針を採用しております。また、お客様の個人情報保護の重要性の周知と当行の個人情報保護方針遵守の徹底を図るため、当行では全従業員を対象に教育を実施し、定期的に研修を行っております。該当する情報は、当行のお客様およびウェブサイト閲覧者が当行ウェブサイトを開覧された際に収集する場合がございます。住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、顧客属性、および本人確認等に使用される個人情報を提供いただく際には、当行の「個人情報保護法に関する当行のお客様およびその他の個人のお客様へのご通知（「本通知書」）」をお読みいただきますようお願いいたします。当行はお客様の個人情報ならびにお客様の事業活動およびお取引を当行の保護基準に従い厳格に取り扱います。

### 個人情報の収集およびその利用

当行は当行のお客様および当行のウェブサイト閲覧者から任意で個人情報を収集しております。収集する個人情報には氏名、役職、電子メールアドレス等が含まれます。当行が保有する個人情報は機密扱いとし、当行はお客様の個人情報を本方針または本通知書に定める目的以外あるいはその利用が法律で認められているまたは義務付けられている場合以外には使用いたしません。

個人のお客様およびウェブサイト閲覧者が本ウェブサイトを開覧されますとその閲覧回数が当行ウェブサイト利用に関する一般の統計用データとして集計され、分析されます。セッション管理、ユーザ志向、およびサービス関連情報に関する情報はクッキーに保管される場合があります。クッキーとは、ウェブ・ブラウザに保管される小規模な情報のことで、ウェブサイト管理者はここから情報を取り出すことができます。

### 情報公開の制限

当行は個人情報保護に関する手順を厳格に遵守しております。お客様の同意がない限り、あるいは当該情報の公開が本通知書その他法律で認められている場合を除き、特定可能な個人情報を第三者に公開することは一切ありません。

### 情報の保管

当行は、取引の検証および監査を目的に、全てのオンライン取引の記録を保管しております。当該情報は、使用目的の達成のために必要な期間を超えて保管することはありません。必要のなくなった情報は削除・破棄されます。



## 情報の保護

当行に提供された個人情報とは全て、個人情報の取扱いおよび保護について適切な教育・訓練を受けた管理者による厳格なアクセス管理の下に保護されます。個人情報を高度なレベルで保護するため、当該管理者は、日常的な監督業務にあたる当行の **Data Protection Officer** に報告を行いません。また、お客様のプライバシー保護のため、個人情報を転送する際には暗号化技術を利用しております。

## お問い合わせ窓口

個人情報保護方針とその運用、および当行が保有するデータの種類の詳細については、下記までお問い合わせください。

The Data Protection Officer  
Nippon Wealth Limited  
Unit 1101-02, 10 & 13 B, 11/F, One Harbourfront,  
18 Tak Fung Street, Hung Hom, Kowloon, Hong Kong  
Fax:(852)3958 8808

## 個人情報保護法（以下「本規則」という）に関する当行のお客様及びその他の個人のお客様へのご通知

1. 文脈上他の意味に解釈すべき場合を除き、本通知書では以下の定義が適用されます。
  - 「当行」は Nippon Wealth Limited, a Restricted Licence Bank を指します。
  - 「お客様」は項目 2 に記載する通りです。
  - 「当行グループ」は当行およびその支店、子会社、駐在事務所、関連会社（その所在地を問いません）を指します。
  - 「香港」は中華人民共和国香港特別行政区を指します。
2. 「お客様」には、以下の個人のカテゴリーが含まれます。
  - (i) 当行およびその署名権者が提供する金融、保険、クレジットカード、証券商品、投資、バンキング、その他関連サービス、商品、およびファシリティ等の申込者またはそれらの顧客・ユーザー
  - (ii) 当行向け債務に対し、連帯保証人または保証人となっている者、担保、保証を差し入れている者、あるいは何らかの形で支援をしている者
  - (iii) 法人ユーザーの取締役、株主、幹部およびマネージャー当行の仕入先、請負業者、委託先その他契約相手先  
誤解を避けるため記しますが、「お客様」は法人組織を含みません。本通知書の内容は、全てのお客様に適用され、お客様が当行と随時締結、あるいは締結する予定のサービス契約の一部に適用するものとします。本通知書と前述の契約の間に矛盾や齟齬がある場合、お客様の個人情報保護に関する限りにおいては本通知書の内容が優先します。
3. お客様は、口座の開設・継続、バンキングファシリティの設定・継続、またはバンキングサービスの提供に必要なデータを随時当行に提供するものとします。
4. 上記データが提供されない場合、当行は口座の開設・継続、バンキングファシリティの設定・継続、またはバンキングサービスの提供ができない場合があります。
5. データ収集には、(i) 例えばお客様が小切手を切る、あるいはお金を預け入れるといった通常のバンキング取引の継続において生じたデータのお客様からの収集、(ii) 信用照会サービスの提供を目的として当行が指定した信用照会機関からのデータの収集、(iii) お客様からの債権回収を目的として当行が指定する代行会社（弁護士および債権回収会社を含みます）からのデータの収集、(iv) 政府、準政府機関またはその他機関、組織（裁判所、破産管財人、会社登記簿、および土地登記簿を含みますがこれに限定されません）が保管する公開記録からのデータの収集、および (v) その他（例えばインターネットその他の公知の情報から得た情報）からのデータの収集を含みます。
6. お客様に関するデータは、以下の目的のために使用できるものとします。
  - (a) お客様へ提供するサービスおよび信用の供与に関する日常業務
  - (b) 銀行照会の提供
  - (c) 与信申請時および通常は年 1 回以上行われる定時・臨時見直しの際の信用チェックの実施
  - (d) 当行の与信スコアリングモデルおよびリスク評価制度の構築および維持
  - (e) （お客様と当行との間の取引関係の有無に拘らず）現状および将来の照会用にお客様の与信記録の維持
  - (f) 他の金融機関、クレジットカード会社、債権回収代行会社による信用チェックおよび債権回収の支援
  - (g) お客様の信用力維持
  - (h) お客様が利用する金融サービスや関連商品の設計
  - (i) マーケティングサービス、商品その他の目的（詳細は下記項目 9 を参照ください）
  - (j) お客様向けあるいはお客様の債務額の判定
  - (k) お客様の義務の履行、お客様向け債権の回収、およびお客様の債務のために供した担保の実行
  - (l) 当行またはその支店に対するデータ開示および使用に関する義務、要件、または取決めに關し、次を遵守すること：

- (1) 香港の内外で現在または今後適用される法律（例 香港税務条例と金融口座情報の自動交換に関連するものを含む各種規定）
  - (2) 香港の内外で現存する、または将来設定される司法、規制、政府、税務、法執行、その他の当局、自主規制団体、業界団体、あるいは金融サービス協会のガイドラインまたはガイダンス（例 香港税務当局により発効された金融口座情報の自動交換に関連するものを含むガイドラインやガイダンス）
  - (3) 該当する現地または外国の司法、規制、政府、税務、法執行その他当局、自主規制団体、業界団体、あるいは協会の管轄内での金融上、商業上あるいはビジネス上の理由またはその他利益上、活動上の理由により当行またはその支店が前提とする、または課する現地または外国の司法、規制、政府、税務、法執行、その他の当局、自主規制団体、業界団体、金融サービス協会との現存するまたは将来設定される契約あるいはその他コミットメント
  - (m) 当行グループ内でのデータおよび情報の共有に関する義務、要件、ポリシー、手続、措置、または取決めの遵守、および/またはマネーロンダリング、テロリスト向けファイナンス、またはその他反社会的活動の防止、発見を目的として制定した全グループ横断的プログラム（制裁付き）に従いその他データ・情報を使用
  - (n) 当行の債権の譲渡・リスクパーティシペーションに際して、債権の譲受人または譲受人候補、もしくはパーティシパントまたはサブ・パーティシパントが譲渡、パーティシペーション、またはサブ・パーティシペーションの対象となる取引を評価できるようにする
  - (o) （本規則に定める）マッチング手続の実施
  - (p) 上記に関する目的
7. 当行の有するお客様に関するデータは極秘扱いにされますが、当行は上記項目 6 に定める目的のため、当該情報を次の者に提供する場合があります。
- (i) 当行ビジネスの業務に関連して管理、通信、コンピューター、支払データ処理、保管、証券決済、その他サービスを当行に提供する代行会社、請負人、または第三者委託先
  - (ii) 当行の支店、子会社、持株会社、関係会社、または関連会社
  - (iii) 秘密保持を約した当行グループ会社を含む当行に秘密保持義務を負っている者
  - (iv) （受取人情報を含む可能性のある）支払済小切手の写しを提供する名宛銀行
  - (v) 信用照会機関、また、デフォルト発生の際には債権回収代行会社
  - (vi) 当行またはその支店が、当行またはその支店に対し拘束力を持つまたは適用される法律上の開示を義務付けられている、または当行あるいはその支店が遵守すべき司法、規制、政府、税務、法執行その他当局、自主規制団体、業界団体、金融サービス協会のガイドラインあるいはガイダンス上開示を義務付けられている、または当行あるいはその支店が現地または外国の司法、規制、政府、税務、法執行その他当局、自主規制団体、業界団体、金融サービス協会と行なった契約その他コミットメント上開示を義務付けられている、香港の内外で現存するまたは将来の当事者
  - (vii) お客様に関する当行の権利の実質または予定譲受人、当行のパーティシパント、サブ・パーティシパントまたは被譲渡人
  - (viii) お客様の債務を保証または担保するための保証または第三者担保を与える、または与えることを予定している当事者
  - (ix)
    - (1) 当行グループ会社
    - (2) 第三者金融機関、保険会社、クレジットカード会社、証券会社、および投資サービス提供元
    - (3) 第三者報酬先、ロイヤルティ先、ブランド提携先、および特典プログラム提供元
    - (4) 当行およびその他当行グループ会社ブランド提携先（ブランド提携先は関連サービスや商品の申込書で確認できます）
    - (5) 慈善団体または非営利団体
    - (6) 当行が上記項目 6(i)の目的のため取引する外部委託先（メーリング・ハウス、通信会社、テレマーケティングおよび販売代理店、コールセンター、データ処理会社、および情報技術会社を含みますがこれに限定されません）当該情報は香港域外に転送される可能性があります。
8. 2011年4月1日以降にお客様が（借入人、抵当権設定者、または保証人として、単独でまたは他者と連帯して）設定した抵当権に関するデータにつき、お客様に関する次のデータ（随時更新されたものも含まれます）は当行および/またはその代行会社が信用照会機関に提供できるものとします。
- (i) 氏名

- (ii) (借入人、抵当権設定者、または保証人として、お客様が単独でまたは他者と連帯して) 設定した各抵当権の内容
- (iii) 香港身分証明書番号または旅券番号
- (iv) 出生日
- (v) 現住所
- (vi) 各抵当権の抵当口座番号
- (vii) 各抵当権に関わる与信の種別
- (viii) 各抵当権の抵当口座状況 (例: 稼働中、閉鎖、(破産命令以外の理由による) 償却、破産命令による償却)
- (ix) 各抵当権の抵当口座の閉鎖日 (該当する場合)

お客様が単独のまたは他者との連帯による借入人、抵当権設定者、または保証人として、香港で与信を受けている場合、そうしたお客様の抵当権数を随時取りまとめることを目的に、信用照会機関の与信供与者別消費者信用データベースを共有するため、信用照会機関は、当行が提供した上記データを使用する場合があります (ただし、本規則に基づき承認、発令された消費者与信データ実務指針の規定に従うことを条件とします)。

## 9. ダイレクトマーケティングにおけるデータの使用

当行はお客様のデータをダイレクトマーケティングで使用することを企図しており、またこの目的のため、当行はお客様の同意 (異議なしの示唆も含めます) を求めます。これに関連し、次のことにご留意ください。

- (i) 当行が随時保有するお客様の名称、接触情報、商品およびサービスのポートフォリオ情報、取引パターンおよび取引姿勢、財務資格、および人口統計データは当行がそのダイレクトマーケティングで使用する場合があります。
- (ii) 次のサービス、商品、およびその他目的が販売活動の対象となります。
  - (1) 金融、保険、クレジットカード、バンキングおよびその関連サービス・商品
  - (2) 報酬、ロイヤルティー、特典プログラムおよびその関連サービス・商品
  - (3) 当行のブランド提携先が提供するサービス・商品 (ブランド提携先は関連サービスや商品の申込書で確認できます)
  - (4) 慈善および/または非営利目的の寄付・寄贈
- (iii) 上記サービス、商品、およびその他目的は当行および/または次の者が提供 (寄付・寄贈の場合) または勧奨する場合があります。
  - (1) 当行グループ会社
  - (2) 第三者金融機関、保険会社、クレジットカード会社、証券会社、および投資サービス提供元
  - (3) 第三者報酬先、ロイヤルティー先、ブランド提携先、または特典プログラム提供元
  - (4) 当行およびその他当行グループ会社ブランド提携先 (ブランド提携先は関連サービスや商品の申込書で確認できます)
  - (5) 慈善団体または非営利団体
- (iv) 上記サービス、商品、およびその他目的そのものの販売に加え、当行は、上記項目 9(iii)に記載する者がこれらサービス、商品、およびターゲットのダイレクトマーケティングに使用できるよう、それらに上記項目 9(i)に定めるデータを提供することも予定しており、この目的のため、当行はお客様の書面による同意 (異議なしの示唆も含めます) を求めることとなります。
- (v) 当行は、上記項目 9(iv)に基づき他の者にデータを提供するときに対価として金銭またはその他の資産を受け取ることがあり、上記項目 9(iv)に定めるお客様の同意または異議のないことを求める際、当行は他の者にデータを提供する対価として金銭またはその他の資産を受け取る場合にはその旨をお客様に伝えるものとします。

当行が、上記のようにダイレクトマーケティングにおいてお客様のデータを使用または他の者に提供することを当該お客様が希望しない場合、お客様は当行に通知すればオプトアウト権を行使することができます。

- 10. 本規則および消費者与信データ実務指針の規定に基づき、お客様には次の権利があります。
  - (i) 当行がお客様のデータを保有しているか、またそのデータにアクセスできるか確認すること
  - (ii) お客様のデータに誤りがある場合、当行にその誤りを訂正するよう要請すること
  - (iii) 当行が保有するデータに関する当行の方針や実務を確認すること、また当行が保有する個人情報の種類につき知ること



- (iv) 信用照会機関または債権回収代行会社に定期的に開示されるデータ項目の照会、および関連機関または債権回収代行会社にデータへのアクセスおよびデータの訂正を要請すること
- (v) 当行から信用照会機関に提供した口座データ（誤解を避けるため記しますが、あらゆる口座返済データが含まれます）に関し、完済により口座が終了した際に当該口座データを信用照会機関のデータベースから削除するよう信用照会機関に依頼するよう当行に指示をすること。ただし、当該指示が口座終了から5年以内になされ、且つ当該口座終了直前の5年間に60日を超える支払不履行が一度も発生していない場合に限りです。口座返済データには、最終残高、最終レポート期間になされた返済の額（当該期間は当行が信用照会機関に最後に口座データを提供する直前の31日を超えない期間とします）、残存使用枠または残高、および貸倒データ（支払期限経過残高および期限経過日数、支払期限経過残高の決済日、および60日超延滞額の最終決済日（該当ある場合））が含まれます
11. 口座に関する支払に不履行のあった場合、当該不履行の発生した日から60日以内に完済あるいは（破産命令以外の理由による）償却がなされない限り、信用照会機関は口座返済データ（上記項目10(v)に定義する通り）を当該不履行額が最終的に決済された日から5年間保管できます。
12. 口座にある残高がお客様に対する破産命令により償却された場合、口座返済データにより60日超の支払不履行が明らかになるか否かに拘らず、信用照会機関は当該口座返済データ（上記項目10(v)に定義する通り）を当該不履行額が最終的に決済された日から5年間または破産による債務免除の日（お客様が証拠を基に信用照会機関に通知するものとします）から5年間、いずれか早く到来した日まで保管できます。
13. 当行は与信検査の目的のため、信用照会機関のデータベースに随時アクセスできます。与信検査には当行による次の項目の審査が含まれます。
- (i) 与信の増額
  - (ii) 与信の縮小（与信の取消または減額を含みます）
  - (iii) お客様と取り決めたスキームの整備または実施
14. 本規則に規定に従い、データアクセス要請に基づきデータを処理した場合、当行は合理的な範囲で手数料を請求できるものとします。
15. データアクセス、データ訂正、当行の方針、実務、および保有データに関する情報の依頼は下記までお願いいたします。
- Data Protection Officer  
Nippon Wealth Limited  
Unit 1101-02, 10 & 13B, 11/F, One Harbourfront,  
18 Tak Fung Street, Hung Hom,  
Kowloon, Hong Kong  
Fax: (+852) 3958 8808
- ご不明な点がありましたら、遠慮なく当行のリレーションシップ・マネージャーまたはホットライン (+852) 3958 8828 もしくは 0120-951-104 までお問い合わせください。
16. 与信申請を審査する際、当行は信用照会機関からお客様のクレジットレポートを入手する場合があります。お客様が当該クレジットレポートへのアクセスを希望する場合、当行は信用照会機関の連絡窓口の情報を知らせるものとします。
17. 本通知書は本規則に基づくお客様の権利を制限するものではありません。本通知書の英語版と日本語版の内容に齟齬がある場合、英語版が優先するものとします。

2019年9月